# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

真室川町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

真室川町長

### 公表日

平成27年2月23日

[平成26年4月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	人住民税関係事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力					
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー					
o 林中国   桂和¬— / u A						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第 27号)第9条第1項、別表第一の16項並びに内閣府総務省令(平成26年省令第5号)第16条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	39、40、42、48、54、57、58、59、61 101、102、103、106、107、108、113 第7号)第1条、第2条、第3条、第4 条、第20条、第21条、第22条、第2 36条、第37条、第38条、第39条、第 第53条、第54条、第55条、第58条、	、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、1、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、3、114、115、116、117、120項並びに内閣府総務省令(平成26年省令条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第193条、第25条、第25条、第34条、第35条、第640条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第59条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	真室川町 町民課
②所属長	町民課長 庄司喜一

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 真室川町 総務課 最上郡真室川町大字新町127番5 0233-62-2111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 真室川町 総務課 最上郡真室川町大字新町127番5 0233-62-2111</mark>

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		平成27年1月26日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成27年1月26日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる